

いじめ防止基本方針



令和7年8月
静岡県立島田高等学校

目 次

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方	2
1 いじめ防止の背景	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	2
4 基本的な考え方	2
第2章 いじめ防止等の組織	3
1 いじめ防止対策委員会	3
2 組織図	3
3 役割	3
第3章 いじめ防止等の対策	4
1 未然防止のための対策	4
2 早期発見のための対策	4
第4章 いじめに対する措置	5
1 事実確認	5
2 組織的な対応	5
3 被害生徒への支援	5
4 加害生徒への指導	5
5 保護者対応	5
6 関係機関等との連携	6
第5章 重大事態への対処	6
1 重大事態の認知	6
2 重大事態対応フロー	6
第6章 本方針の見直し	7
第7章 資料等	7

いじめ防止基本方針

静岡県立島田高等学校

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

- 生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになる。

1 いじめ防止の背景

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 「いじめ防止対策推進法」成立 | 平成 25 年 6 月 27 日 |
| (2) 「いじめ防止対策推進法」施行 | 平成 25 年 9 月 28 日 |
| (3) 「学校いじめ防止基本方針」策定 | 平成 25 年 10 月 11 日 |
| (4) 「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」策定 | 平成 26 年 3 月 |
| (5) 「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」改訂 | 平成 30 年 3 月 |

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。けんかやふざけあいであっても、見えないうちで被害が発生している場合がある。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも留意し、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導・支援する。

4 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。様々な時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切に、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応する。生徒の健全な成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する。

ア 早期発見 ～いじめはどの生徒にも起こりうる～

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け

止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、定期的なアンケート調査を実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの発見に努める。

イ 早期対応 ～いじめを受けた生徒の立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、いじめを受けた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と適切に連携する。

(3) 関係機関との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合には、関係機関と連携して対処する。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、以下の2点を満たす場合を言う。

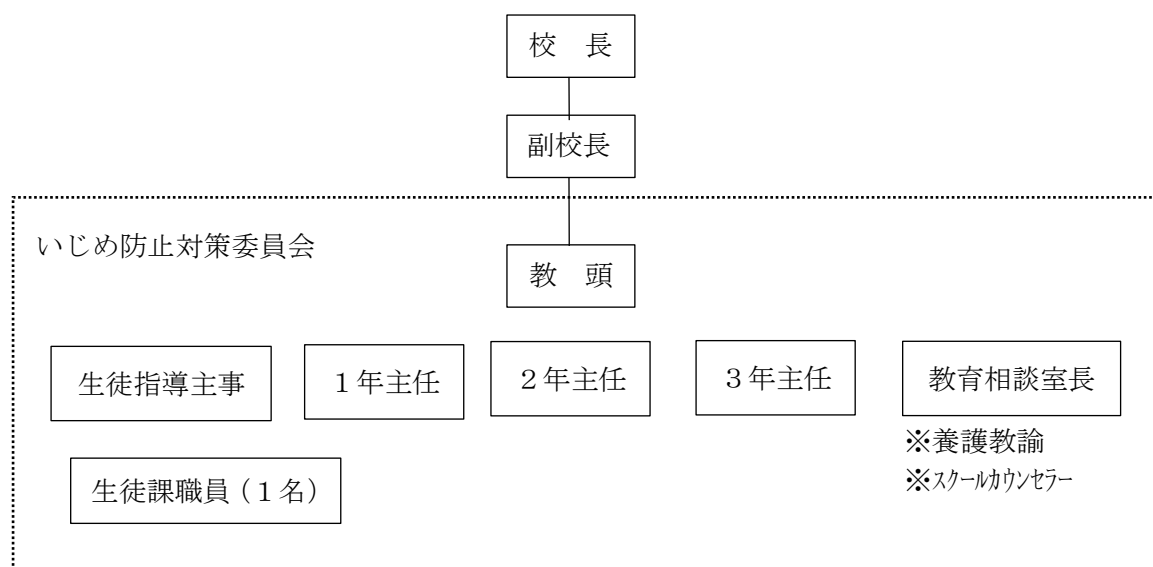
- ア いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

第2章 いじめ防止等の組織

1 いじめ防止対策委員会

教頭、生徒指導主事、生徒課職員（1名）、1年主任、2年主任、3年主任、教育相談室長で構成するが、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラーの参加を求める場合がある。

2 組織図



3 役割

(1) 教頭

ア いじめ防止対策委員会を招集し、いじめの現状やいじめ防止の対策を把握し、指導・助言にあたる。

イ いじめの現状やいじめ防止の対策について、校長・副校長に報告するとともに、今後の対応について協議する。

ウ 家庭や地域、外部機関との連携を図り、最新の注意を払いながら情報提供を行うとともに、今後の対応や対策について協議する。

エ いじめアンケート（生徒用、保護者用）を作成・集計し、いじめの早期発見に努める。

(2) 生徒指導主事

ア 生徒課を統括し、計画的・組織的な生徒指導を通して、いじめの未然防止に努める。

イ 各学年主任と連携し、生徒個々や家庭の状況等を把握し、情報の共有化を図る。

ウ 家庭や地域、外部機関との連携を図るとともに、いじめ等の問題が起こった場合には全体を把握し、その後の対策や方向性を提案する。

(3) 各学年主任

ア 学年の状況を常に把握するとともに、いじめの早期発見・早期解決のための具体的な対策を講じる。

イ 各HR担任に適切なアドバイスを行うとともに、各HR担任と家庭との連携を支援する。

ウ 学年集会や学年便りの発行などを計画的に実施し、いじめに対する意識や人権感覚を啓発する。

(4) 教育相談室長

ア いつでも誰でも気軽に相談できる開かれた教育相談室を経営するとともに、生徒指導主事、各学年主任との連携を図り、いじめ防止・早期発見に努める。

イ 外部機関（主にスクールカウンセラー）との連携を図り、生徒に寄り添う体制をつくる。

第3章 いじめ防止等の対策

1 未然防止のための対策

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

ア 一人一人の個性を尊重し、どの生徒にも公平に接する。

イ 生徒のよさや可能性を認め、褒め、伸ばす指導を心掛ける。

ウ 生徒の小さな変化を見逃さないように、日ごろから生徒の様子に目を配り、生徒に寄り添う指導を心掛ける。

エ 悩みや不安を抱える生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努める。発達障害等、特に学校として配慮が必要な生徒については、適切な支援や指導を組織的に行うよう心掛ける。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

ア HR活動などにおいて、協同的、体験的な活動を実施し、喜びや悔しさを共感し合う場や機会を計画的に設定し、互いのよさを認め、尊重し合う態度を養う。

イ 授業などにおいて、生徒同士が異なる意見や考えを尊重したり、困っている仲間にアドバイスする等、互いに高め合う集団づくりを目指す。

ウ 部活動・生徒会活動など異年齢集団の活動を通して、互いに助け合ったり、励まし合ったりしながら、達成する喜びを味わい、所属感や自尊感情を育む。

エ 部活動などにおいて、共通の目標に向かって努力する活動を通して、喜びや苦しさを分かち合い、友情や連帯感・達成感などを味わい、仲間のよさを実感できる活動を大切にする。

(3) 保護者・地域との連携

ア 学校だよりや学年だより、学校ホームページなどを利用し、教育方針や学年経営方針、生徒の生活の様子や活躍ぶりなどを家庭や地域に発信し、家庭・地域との信頼関係構築に努める。

イ 三者面談等を通じて、保護者の考えや期待などを理解し、家庭との協力関係を築く。

ウ 地区懇談会を通して、学習面や生活面における生徒の実態を伝えるとともに、保護者の悩み、要望等を聞き、期待に応える学校経営を推進する。

エ 各中学校との連携を強化し、中学時代の人間関係やトラブル等の情報交換を行い、希望に満ちた高校生活がスタートできるように配慮する。

(4) 教職員の研修

ア 生徒一人一人の人格を尊重し、生徒に寄り添い、共感的理解を深めるために、研修の場を設定したり、外部研修への積極的な参加を促す。

イ いじめに対する政令や最新のニュースに関心を持ち、常に「いじめはどの生徒にもいつでもどこでも起こりうる」という意識をもつ。

2 早期発見のための対策

(1) いじめアンケート「いじめ調査アンケート」の実施

生徒用・保護者用いじめアンケートを定期的（原則6月・10月）に実施し、いじめの早期発見に努める。

(2) 面談の実施

HR担任による定期面接、三者面談、管理職による個別面接において、悩みや不安、人間関係のトラブルなどについても聞き、適切なアドバイスをするとともに、深刻な問題については、迅速に対応できるように配慮する。

(3) 学年会議等による情報交換

欠席・遅刻・早退が目立つ生徒や保健室の利用頻度が高い生徒等、各HRの支援の必要が感じられる生徒の情報交換を行い、学年全体で一人一人の生徒を見守る体制をつくる。

(4) 相談体制の整備

生徒がいつでも気軽に相談できる教育相談室を経営するとともに、各HR担任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭（保健室）との連携を強化し、生徒に関する情報が共有できるように配慮する。

(5) 保護者・家庭との連携

欠席・遅刻・早退が続く生徒や孤立しがちな生徒、身だしなみや生活態度が急変した生徒など、生徒の変化を見逃さず、保護者・家庭と連絡を取りながら、原因を把握し、対応策を協議する。

第4章 いじめに対する措置

1 事実確認

いじめが疑われる事案が発生した場合には、生徒指導主事・生徒課職員を中心に、必要に応じて当該HR担任、学年主任が立ち会い、関係生徒に対して複数の職員で事情を聴取する。また、必要に応じて当該HR、学年、部活動等を対象としたアンケート調査を実施し、事案関係を正確に把握する。

(1) いじめが疑われる場合や判断に迷う場合には、教頭にいじめ対策委員会の開催を要請する。

(2) 明らかにいじめには該当しない場合は、管理職に報告の上、通常の生徒指導を行う。

2 組織的な対応

前項(1)に該当する事案が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、生徒指導主事から事実の報告を受け、事後の指導や対応策を協議する。被害生徒への支援や加害生徒への指導、保護者への連絡、外部機関への相談等、委員会の協議をもとに校長の指導を仰ぎ、全校体制で対応に当たる。

3 被害生徒への支援

HR担任だけでなく、被害生徒と信頼関係が深い教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意志を伝えるとともに、被害生徒の意向を汲みながら今後の具体的な支援プランを立てる。また保護者の要望にも配慮し、心のケアに万全の体制で取り組む。

4 加害生徒への指導

事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを指導するとともに、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる時間を取る。また、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行い、保護者とも密に連絡を取りながら再発防止に努める。具体的な指導内容・方法等については、生徒課会議で生徒指導内規に照らして決定するが、校長の判断のもと、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、懲戒を加える場合がある。

5 保護者対応

(1) 被害生徒の保護者

- ア 調査結果をもとに事実を正確に伝え、誠意をもって対応する。
- イ 被害生徒の心のケアや今後の方針について伝え、保護者の意見を聞く。
- ウ 解決後も定期的に保護者と連絡を取り、学校での様子や家庭での様子など情報交換を行う。

(2) 加害生徒の保護者

- ア 調査結果をもとに事実を正確に伝え、学校の指導方針や家庭での指導について協力を依頼する。
- イ 生徒指導内規に照らして指導内容・方法を説明する。教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、懲戒を加える場合があることについて理解を求める。
- ウ 解決後も定期的に保護者と連絡を取り、学校での様子や家庭での様子など情報交換を行う

6 関係機関等との連携

日ごろから関係機関と連絡を取り、情報交換等を通じて、迅速に対応できる体制を整える。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の認知

重大事態とは以下の場合をいう。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席している場合。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

2 重大事態対応フロー（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(1) いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告。

(2) 重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは・・・

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(3) 調査 ☞学校の設置者が調査主体を判断

ア学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- (ア) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- (イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- (ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- (エ) 調査結果を学校の設置者に報告
- (オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

イ学校の設置者が調査主体の場合

(ア) 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

第6章 本方針の見直し

いじめ防止対策委員会は、本方針の効力と妥当性について不断に検証し、設置者である県の方針、学校評価の結果等に則り、必要に応じて改定することによって、本方針が現実的・効果的に運用されるよう努めなければならない。

第7章 資料等

いじめ問題関係機関

1 ハロー電話「ともしび」

沼津地区 055-931-8686

静岡地区 054-289-8686

掛川地区 0537-24-8686

浜松地区 053-471-8686

2 こころの電話（こども家庭相談センター）

賀茂地区 0558-23-5560

東部地区 055-922-5562

中部地区 054-285-5560

西部地区 0538-37-5560

3 子ども・家庭110番

賀茂地区 0558-23-4152

東部地区 055-924-4152

中部地区 054-273-4152（島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）

西部地区 053-458-4152

4 連携を図る関係機関等一覧

関係機関等	所在地	電話番号
県教育委員会高校教育課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3114
総合教育センター	掛川市市富部 456	0537-24-9735
県・こども家庭課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3309
島田市教育委員会	島田市中心部 5-1	0547-36-7952
島田市教育センター		0547-33-2255
島田市子育て応援課		0547-36-7253
島田警察署	島田市向谷元町 1212	0547-37-0110
志太榛原地区少年サポートセンター （藤枝警察署内）	藤枝市緑町 1-3-5	0120-78-3410
静岡家庭裁判所 （少年事件係）	静岡市葵区城内町 1-20	054-903-8267
中央児童相談所	藤枝市岡出山 2-2-25	054-646-3570
静岡市児童相談所	静岡市葵区堤町 914-417	054-254-0545
島田市福祉事務所	島田市中心部 1-1	0547-36-7158
中部保健所	藤枝市岡出山 2-2-25	054-646-5205
島田市立総合医療センター	島田市野田 1200-5	0547-35-2111